

信用保証の申込をされるお客様へ

お申し込みにあたってのお願い

愛知県信用保証協会

- 1 委託者または連帯保証人となる方が個人の場合、信用保証委託契約書の委託者・連帯保証人欄には、本人が自署捺印してください。押印する印鑑は、実印（印鑑登録されているもの）をお使いください。
- 2 信用保証委託申込書・申込人（企業）概要等の申込関係書類には、現時点における状況をお書きください。信用保証協会は、皆様の立場にたつて業務を行っており、皆様の営業内容については、決して他に漏らすことはありませんので、申込関係書類には安心してありのままをご記入ください。
なお、不実の記載をされますと保証をお断りすることがあります。
- 3 営業の内容、ご返済のことをよくお考えのうえ、事業に必要な金額だけをお申し込みください。
なお、保証の諾否および金額等については、信用保証協会の審査により決定させていただきます。
- 4 借入金債務の全部を保証する場合と、一部について保証（割合保証といいます。）する場合があります。
- 5 決算書等、お申し込みにあたって必要な添付書類は、裏面の一覧表にあるとおりですが、金融機関の指示に従ってご提出ください。
なお、以後も必要に応じ決算書や定款等の提出をお願いすることがあります。
- 6 お申込時にいただいた書類は、決算書（確定申告書）原本を除き、原則としてお返しいたしませんのでご了承ください。
- 7 信用保証協会は、信用保証を行うにあたって所定の信用保証料以外（例えば手数料、調査料、相談料、用紙代など）は一切いただきません。
- 8 斡旋料、仲介手数料等を要求するいわゆる金融斡旋屋にご注意ください。信用保証協会では金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は一切取扱い致しません。
- 9 成年後見制度をご利用になることとなった場合には、ご本人（または代理権のある方）からお早めにお届けください。
- 10 ご希望される方は「信用保証協会団体信用生命保険」（以下「保証協会団信」といいます。）にご加入できます。保証協会団信への加入に際しては、信用保証料とは別に、特約料の支払いが必要となりますが加入の有無と、保証の諾否・金額査定はまったく関係ありません。
（なお、お取り扱いできない場合もありますので、信用保証協会にお尋ねください。）

ご利用の資格等

企業規模

資本金または従業員数のいずれか一方が下表に該当しているお客さまがご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	—	300人以下

*一部の業種（政令特別業種）については、従業員数の制限が上表と異なります。（例：サービス業のうち旅館業は従業員200人以下）

業種

業種によってはご利用いただけない場合もあります。

所在地・業歴

協会の業務区域内において、住居を有しているかた、または事業を行っているかたを対象としています。

なお、一部の制度等については、業歴要件を必要としているものもありますのでご留意願います。

許認可等

許認可等を要する事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

借入金の用途

事業上必要とする運転資金または設備資金に限ります。

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、総合相談窓口までお問い合わせください。

愛知県信用保証協会 総合相談窓口 電話番号（フリーダイヤル）：0120（454）754
ホームページアドレス <https://www.cgc-aichi.or.jp/>